

令和 8 年 2 月 定 例 会

総務建設委員会記録

開催日時 令和 8 年 3 月 9 日（月）午前 9 時 56 分

場 所 全員協議会室

付託案件 議案第 2 号 有田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
議案第 3 号 有田市特別職給与条例の一部を改正する条例
議案第 4 号 有田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
議案第 5 号 有田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
議案第 6 号 有田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第 8 号 有田市火災予防条例の一部を改正する条例
議案第 9 号 有田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
議案第 10 号 有田市行政手続条例の一部を改正する条例
議案第 11 号 有田市事務分掌条例の一部を改正する条例

出席者

出席委員 中西登志明委員長・脇村隆生副委員長
西口正助委員・堀川 明委員・花野仁志委員・武田豊治委員

生駒三雄議長

当 局

経営管理部 宮崎三穂子経営管理部長・五味佑介経営管理部理事
御前一晃経営管理部理事・山本芳規参事・石井滝称経営企画課長
中尾一之防災安全課長・福田典久デジタル推進室長・山崎希恵税務課長
嶋田真也人事係長・濱口 裕総務管財係長

経済建設部 脇村哲弘部長・野井嘉人ふるさと創生室長・児嶋利樹産業振興課長
酒井宗博有田みかん課長・児嶋信毅建設課長・筋原 章都市整備課長・
南村啓太商工観光係長・高野芳隆水産係長
福田展樹みかん農政係長・嘉藤峰征公共建築係長

消 防 本 部 鎌田利宏消防長・武田一之次長・鎌田竜二総務課長
嶋田晃宏警防課長・宮井庸次予防課長・尾藤 彰予防課主幹
松下順二総務係長

議会事務局 嶋田実明局長・石井義人次長・大谷真也書記

開 会

○中西委員長： 開会あいさつ

○中西委員長： 議案第2号 有田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。当局の説明を求めます。

議案第2号 有田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
(山本経営管理部参事 説明)

○中西委員長： 説明は終わりました。次に、質疑を認めます。御質疑ありませんか。

○脇村副委員長： 3ページの新旧対照表のところを見てるんですけども、細かく何キロだったらいくらと決めているのを、規則のほうに変えるとなってるんですかね。この辺って、なぜこうなったか教えてもらっていいですか。

○嶋田人事係長： ただいま御質問いただきました距離区分ごとの規定を規則に委任する件につきましては、国の給与法の距離区分ごとの規定が人事院規則に委任されたことが背景にあります。現行の距離区分ごとの金額が何か変わったというのではなく、条例の整備上、国にならって規則のほうに委任するように、修正するものでございます。

○脇村副委員長： 前回もこういった裁量権という部分であったと思うんですけども、この6万6,400円が上限ですといった場合に、全員を6万円にできますというふうにも捉えられるので、裁量権とリスクのヘッジのやり方に関して、何かお考え等あれば教えていただけますか。

○嶋田人事係長： ただいま御質問いただきました今後の管理につきましても、それぞれの区分ごとの金額につきましては、規則で規定して、当然市民の皆様にも公表しながら、もし、今後国がその区分の金額に変更があった場合には、同様に規則の改正という形でしっかり管理していけたらと考えております。

○脇村副委員長： ありがとうございます。分かりました。

○中西委員長： ほかにないですか。

○委 員： なし。

質疑終了 採 決 (可 決)

○中西委員長： 次に、議案第3号 有田市特別職給与条例の一部を改正する条例を議題といたします。当局の説明を求めます。

議案第3号 有田市特別職給与条例の一部を改正する条例
(山本経営管理部参事 説明)

○中西委員長： 説明は終わりました。次に質疑を求めます。御質疑ありませんか。

○委 員： なし。

質疑終了 採 決 (可 決)

○中西委員長： 次に、議案第4号 有田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。当局の説明を求めます。

議案第4号 有田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
(山本経営管理部参事 説明)

○中西委員長： 説明は終わりました。次に質疑を求めます。御質疑ありませんか。

○委 員： なし

質疑終了 採 決 (可 決)

○中西委員長： 次に、議案第5号 有田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。当局の説明を求めます。

議案第5号 有田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
(山本経営管理部理事 説明)

○中西委員長： 説明は終わりました。次に質疑を認めます。御質疑ありませんか。

○堀川委員： ちなみに、この一般職の任期付職員、現時点で何名ぐらいいるんですか。

○山本経営管理部参事： 今年度、現時点では5名です。

○堀川委員： この人達の任期は、1年なのか。

○山本経営管理部参事： 個々の職員によって違うんですが、概ね2年です。場合によっては延長もございしますが、概ね2年でございします。

○堀川委員： 他の条例や議案を見たら、ほとんどが報酬及び費用弁償等に関すると書いてあるんだけど、この議案だけ採用等に関するとなってるんで、採用の仕方が変わるんかな

と思ったんだけど。ここだけ、なぜ採用等に関するとなっているのか。

- 嶋田人事係長： 任期付職員につきましては、ほかの職員または会計年度任用職員とは別に、別途専門のスキルであったり、特定の業務に限定して任期を定めて採用してございます。その条例の立てつけが他の職員とは分けて、採用と任期について定めさせていただいております。一点訂正がございまして、先ほど任期付き現在職員5名とお伝えしましたが、6名となりますので、訂正させていただきます。
- 中西委員長： ほかに御質疑ありませんか。
- 委員： なし。

質疑終了 採決 (可決)

- 中西委員長： 次に、議案第6号 有田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。当局の説明を求めます。

議案第6号 有田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
(山本経営管理部参事 説明)

- 中西委員長： 説明は終わりました。次に質疑を認めます。御質疑ありませんか。
- 委員： なし。

質疑終了 採決 (可決)

- 中西委員長： 次に、議案第8号 有田市火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。当局の説明を求めます。

議案第8号 有田市火災予防条例の一部を改正する条例
(宮井消防予防課長 説明)

- 中西委員長： 説明は終わりました。次に質疑を認めます。御質疑ありませんか。
- 脇村副委員長： 簡易サウナ設備なんですけど、具体的に対象になるものって、有田市内にあるのでしょうか。
- 宮井消防予防課長： 簡易サウナ設備につきましては、市内に1軒ございます。
- 中西委員長： 簡易サウナを購入したときに、きっちり消防へ届けなさいなどのルールはあるんですか。
- 宮井消防予防課長： 個人で設置される簡易サウナにつきましては、届出の義務はございません。ただ簡易サウナを設置営業する事業者は、届出をしていただく形になります。
- 西口委員： この1軒は、鮎茶屋よな。どこな。
- 宮井消防予防課長： 鮎茶屋は一般サウナ設備になりますので、今回の簡易サウナ設備と

は別になります。

- 西口委員： 1軒は、どんなにして見つけたのか。
- 宮井消防予防課長： 簡易宿所ということで、消防用設備が必要でしたので、そちらの検査に行ったときに、サウナを設置してるのを確認してございます。
- 西口委員： その1軒には、条例の中身をきちっと説明して教えたのか。知識徹底するようにお願いしておきます。危険防止のために、この条例を制定してるんよな。そこらあたりの運用を徹底するように、よろしく申し上げます。もう1点、3月31日というのは、なぜな。
- 宮井消防予防課長： 施行日につきましては、国の基準に準じる形で、令和8年3月31日とさせていただいてございます。
- 花野委員： 一般の家庭であったら、届出は不用ということでしたね。確認だけ。
- 宮井消防予防課長： そのとおりでございます。
- 花野委員： 1軒該当する所は、何か営業されている所という解釈でよろしいですか。
- 宮井消防予防課長： そのとおりでございます。
- 中西委員長： ほかに御質疑ありませんか。
- 委員： なし。

質疑終了 採決 (可決)

- 中西委員長： 次に、議案第9号 有田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題といたします。当局の説明を求めます。

議案第9号 有田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 (鎌田消防総務課長 説明)

- 中西委員長： 説明は終わりました。次に質疑を認めます。御質疑ありませんか。
- 花野委員： 消防団員等公務災害補償というのは、どういう補償なんですか。
- 鎌田消防総務課長： この公務災害の補償については、公務によって被害を受けた場合、例えば死亡されたり、障害を負った場合に補償をする制度となっております。
- 花野委員： 9,700円が補償額になってるんですか。
- 鎌田消防総務課長： 9,700円は補償の基礎額であり、損害の程度に応じて倍率が決まってくるので、その倍率をかけたものが補償金となります。
- 中西委員長： ほかに御質疑ありませんか。
- 武田委員： 市役所の人でも消防団員になれるのですか。その場合、同じように保障はもらえるのですか。
- 鎌田消防総務課長： もちろん消防団員でしたら、補償の対象になります。
- 武田委員： 金額も同じですか。
- 鎌田消防総務課長： 金額も同じです。

- 西口委員： 市の職員が消防団員になれて、事故が起こって補償の金額が職員にも同じように適用されると、その整理はきちんとできてるのですか。
- 鎌田消防総務課長： ほかにも補償があるのですが、消防団員等公務災害補償というのは、もし市の職員がなった場合も、該当となります。
- 西口委員： 市職員が公務災害で消防団員として災害が起こったとき、消防団員としてなのか、市職員としてなのか、身分はどちらを適用するのか。
- 武田消防次長： 仮に消防団に加入している市職員が災害で当該事故を起こした場合、市職員の身分か、消防団員の身分かの区別ですが、それは条例で、委員会を設置して、その委員会で決めることになっております。
- 西口委員： 条例で災害によって決めている金額を、基準にしていかなければいけない。
- 花野委員： 有田市消防団員等になっている。等とは、どういう意味合いか教えてください。
- 鎌田消防総務課長： 非常勤消防団員等とは、消防団員と水防団員等も含まれております。
- 脇村委員： 直接関係ないかもしれないけど、有田市の職員さんがもし消防団員になりましたっていうときに、業務中に消防団員としての仕事をするところがあるのか、ないのかというところだけ教えていただけますか。
- 鎌田消防総務課長： 委員おっしゃるとおり、どちらの公務を優先されるかというところは、大変難しい部分がございます。今現在、市職員が消防団員に入団されてないので、そこは議論されてないのが実情です。
- 脇村副委員長： 民間に関しては御協力頂いて、消防団員として業務中でも行くっていうことがあると思うんですけども、市職員の場合、規定があるのかないのかも含めて、教えていただけますか。市職員が、業務時間中に消防団員として出動することがあるのかどうか、規定とかあれば教えてください。
- 鎌田消防総務課長： 現時点で、市職員は入団しておりません。規定も定めておりません。
- 脇村副委員長： 状況は、理解しました。
- 中西委員長： こういう公務災害は、今までに発生したことはあるんですか。
- 鎌田消防総務課長： けがによる事案につきましては、発生はしております。
- 中西委員長： そのけがってというのは、出動回数で変わると思うのですが、直近でいつ発生しているのか、教えてください。
- 鎌田消防総務課長： 直近では令和4年9月に水利の点検中に、骨折をされた事案がありまして、そちらで補償を行ったものが1件ございます。
- 中西委員長： 分かりました。
- 西口委員： 今のところ消防団員に市職員が入っていないということやけど、これについては、以前に委員会等でも、なれるようになった理由はなぜかという、消防団員の確保がなかなか難しいところがあるんで、そういう制度ができた。あれからもう何年も経って、今まで誰も入っていないということなら、やっぱりそこら辺りをみんなで話してもらって、できるだけ活動しやすいような体制をつくるように、市長にも言うておいていただきたい。なぜかという、災害が起こったとき、対策本部が市長を中心にやるけども、しかしなが

ら、地域が孤立したときには、消防団の方が最高責任者になって、その地域を動かすっていうのが、組織論になっている。それからいくと、いろんな今議論した災害とか、いろんな問題が出てくるので、消防団に指揮権がいくわけです。そこらあたり含め、やっぱり地域で市職員がいれば、知識とか云々の中できちんとした判断できると思う。そういう体制を作れるような組織にしていきたい。体制を強化する意味においても、働きやすいようにしてほしい。各企業にも協力してもらい、消防団として対策に協力する組織をつくるように考えてほしい。

○中西委員長： ほかに御質疑ありませんか。

○委員： なし。

質疑終了 採決 (可決)

○中西委員長： 次に、議案第10号 有田市行政手続条例の一部を改正する条例を議題といたします。当局の説明を求めます。

議案第10号 有田市行政手続条例の一部を改正する条例
(山本経営管理部参事 説明)

○中西委員長： 説明は終わりました。次に質疑を認めます。御質疑ありませんか。

○委員： なし。

質疑終了 採決 (可決)

○中西委員長： 次に、議案第11号 有田市事務分掌条例の一部を改正する条例を議題といたします。当局の説明を求めます。

議案第11号 有田市事務分掌条例の一部を改正する条例
(山本経営管理部参事 説明)

○中西委員長： 説明は終わりました。次に質疑を認めます。御質疑ありませんか。

○西口委員： 反対とか賛成は別として、前は組織改革の時に、市民福祉部、経済建設部の二つの部にした経過がある。これを今度は分散し、逆に増やしていくわけよな。運用を色々考えて出してくれたと思うが、1点だけ聞きたいのは、病院会計の所管、予算を総務で持ってるんよな。

○山本経営管理部参事： 病院事業会計につきましては、経営企画課の中に病院企画室がございまして、そちらが所管してございます。

○西口委員： 大きな病院を建てて、お金を管理しているところが予算の中身の審議やチェックなんかできない。以前は、病院が独立した組織にしてあった。チェックのしやすいよ

うにしておかないといけない。明確性がなく、チェックするのが非常に難しい。後日、新しい予算を別の委員会でチェックして、そのときに言わせてもらうけれども、物すごくややこしい。

余談やけれども、病院がどこの部でどこの委員会が持つのか、考えておいてほしい。予算委員会でこの件を明確に答弁できなければ、組織の計画が悪いということになるので、それだけ言わせておいてもらう。

- 中西委員長： 答弁は、いいですか。
- 西口委員： はい。
- 中西委員長： ほかに御質疑ありませんか。
- 委員： なし。

質疑終了 採 決 (可 決)

午前11時16分 閉 会

有田市議会委員会条例30条第1号の規定によってここに署名する。

総務建設委員会委員長 中西 登志明